


**大阪市立駐車場
清涼飲料水自動販売機**

設置事業者募集要項



平成 3 1 年 2 月
大阪市建設局

目 次

| | ページ |
|------------------------|-----|
| 1 募集対象物件 | 1 |
| 2 応募資格要件 | 2 |
| 3 自動販売機の設置条件等 | 4 |
| 4 応募申込手続 | 6 |
| 5 価格提案書の提出及び審査 | 7 |
| 6 使用許可申請の手続き | 9 |
| 7 設置予定事業者の決定の取消し | 9 |
| 8 その他 | 9 |
| 9 担当 | 9 |
| 10 スケジュール | 1 1 |

(別添)

- 自動販売機設置箇所図
- 市立駐車場利用状況
- 様式集
〔 応募申込書・誓約書・質疑書・価格提案書・委任状
行政財産使用許可申請書・大阪市行政財産使用許可書 〕

大阪市立駐車場清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

大阪市建設局が所管する市立駐車場内における清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この**募集要項**、**別添の様式集等**をよくお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集対象物件

| 物件番号 | 設置場所 | 所在地 | 台数 | 最低使用料※ (月額・税抜き) |
|------|---------|-------------|----|--------------------|
| ① | 宮原地下駐車場 | 大阪市淀川区宮原3丁目 | 1台 | 3,000円 |

※ 最低使用料には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。使用許可の際は消費税等が加算されます。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、当該許認可等を受けていること
- (4) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (5) 大阪市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる者ではないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (7) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 設置する自動販売機の機種

設置する自動販売機については、大阪市グリーン調達方針の判断の基準等を満たすものとします。

③ 使用許可の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までとします。

更新については、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただければ、更に向こう1年間（4月1日から翌年3月31日まで）使用することができるものとし、当初許可の日から5年を超えない範囲（平成36年3月31日まで）で更新することができます。

（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

ただし、上記②を満たさない自動販売機を設置していることが判明し、適合機種に変更するよう改善指導を行ったにも関わらず当該指導に応じない場合は、許可の更新は行いません。

なお、更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。

④ 使用料

本市が設定する最低使用料以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。

なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

使用料の納付については、本市が発行する納入通知書により、平成31年4月末日までに一括納付するものとします。なお、保証金は免除します。

⑤ その他必要経費等

自動販売機の設置にかかる費用は、設置事業者の負担となります。

電気料金は設置事業者の負担とします。以下に定める方法にて自動販売機の消費電力量を算出し、本市の指定する指定管理者へ納付するものとします。なお、支払方法については、指定管理者と別途協議のうえ定めることとします。

（電気料金計算方法）

$$\text{電気料金} = \frac{\text{自動販売機の年間消費電力量}}{\text{施設全体の年間使用電力量}} \times \text{施設全体の電気料金}$$

※1円未満の端数は四捨五入する

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 2-(3)にかかる許認可等は使用許可期間中、継続的に効力を有すること。
- ③ 自動販売機を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪市側及び指定管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、飲料品(乳飲料を含む。)とすること。
- ⑥ 販売品目の容器については、リサイクルが可能な缶・ペットボトル・ビンなどの密閉式とすること。
- ⑦ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑧ 設置事業者は、駐車場及び上部構造である高架道路や地下街等の維持管理等に関する工事及び作業に協力すること。(使用許可期間中に移設や一時撤去となる場合もある。)

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任で対処すること。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努めること。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで転倒等の危険がないようにすること。
- ⑤ 自動販売機に連絡先を明記し、自動販売機に関する問い合わせ及びトラブル等について、設置事業者の責任において対応すること。

(4) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置及び管理にあたって、本市又は第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任でその損害を賠償すること。

(5) 設置条件等

- ① 配線及び支障となる設備の移設・撤去を行う際は、事前に本市及び指定管理者と協議すること。
- ② 自動販売機の設置位置について、別添「自動販売機設置箇所図」を原則とするが、管理上の支障等により、当該位置において継続して設置することが適当ではないと認められる場合には、協議の上移設を認める。
- ③ 複数の台数の設置が求められている駐車場において、上記移設に係る協議に併せて、やむを得ない理由がある場合、設置台数を最小限の範囲で集約することができる。

なお、上記により、設置台数を集約した場合であっても、使用料は従前のおりとし、減額はしない。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

平成31年3月11日(月)及び平成31年3月12日(火)
午前9時30分～正午及び午後1時～午後5時

(2) 申込受付場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局道路部調整課

(3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書(本市所定様式)

② 誓約書(本市所定様式 A4サイズ両面)

※ ホームページから表面と裏面を別々に印刷した場合は、必ず実印の割印を押してください。

③ <個人>印鑑登録証明書

<法人>印鑑証明書

④ <個人>住民票の写し

<法人>法人の登記事項証明書又は登記簿謄本(登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書)

※ ③④については、発行後3か月以内のものに限ります。

⑤ 国税及び大阪市税(個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税(土地・建物))の未納の税額がないことの証明書の写し

国税は納税証明書(その3)に限る。

⑥ 事業概要

<法人> (ア) 会社概要

(イ) 直近の貸借対照表、損益計算書

<個人> (ア) 創業日、事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 平成29年分の所得税確定申告書の写し

⑦ 2-(3)にかかる許認可等を受けていることを証する書類

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。(送付、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。)

(5) 質問の受付

本募集要項に関する質問については別紙様式の質疑書を送付又は電子メールにより提出してください。質疑書以外での質問は受け付けません。質問の要旨及び回答を大阪市ホームページに掲載します。

- ① 質問受付期間 平成31年3月1日(金) 17時まで
- ② 電子メール送信先 chushajo-zihanki@city.osaka.lg.jp 大阪市建設局道路部調整課
- ③ 送付の場合 4-(2)に記載の住所に送付してください。
- ④ 質問回答予定 平成31年3月7日(木)

5 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 平成31年3月13日(水)

午後2時から午後2時30分までに価格提案書を入札室で提出していただき、午後2時30分から価格提案審査を行います。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局 入札室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

- ① 価格提案書
- ② 委任状(代理人により応募しようとする場合)
- ③ 実印(代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑)

(4) 価格提案書の投函方法

① 応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

② 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

なお、複数の物件に応募する場合、応募する物件のいずれかの入札箱に、委任状を1通投函していただければ結構です。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、物件当たりの月額使用料(税抜き)を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募資格者立会いのもとで行います。

② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。

③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案書審査の当日出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時まで提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一物件について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一物件について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一物件について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したものの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者及び金額を、設置予定事業者を決定しな

いときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。
決定後は、設置予定事業者名及び決定金額をホームページに掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請の手続き

使用許可申請の手続きは、平成31年3月20日(水)までをお願いします。
なお、使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

7 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

使用許可の申請手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

9 担当

大阪市建設局道路部調整課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階

電話：(06) 6615-6486

メール：chushajo-zihanki@city.osaka.lg.jp

担当： 東元・石川

<参考>ATC（アジア太平洋トレードセンター）ビルへのアクセス

① 地下鉄利用

地下鉄中央線のコスモスクエア駅でニュートラム南港ポートタウン線に乗り換え、トレードセンター前駅下車

② 阪神高速道路大阪環状線・湾岸線利用

大阪市内環状線道路経由、信濃橋ジャンクションから九条・天保山方面を經由で湾岸線に入り、南港北出口で降り、道路標識に従ってATCビルに至る。

③ 一般道利用

本町・弁天町経由、中央大通を西進し、港区内朝潮橋交差点でみなと通りに入りさらに西進。大阪港咲洲トンネル（無料）を通過してATCビルに至る。



※車でお越しの際の駐車料金等は申込事業者の負担となります。

10 スケジュール

